

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例**

第 1 条 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 230 を」を「100 分の 235 を」に改める。

第 2 条 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 232.5」に、「100 分の 235」を「100 分の 232.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁

償等に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて令和元年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。